

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、**社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減**されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、**領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要**となります。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、**申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付**してください。（9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の方は、11月中旬頃送られる予定です。）

また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な**国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度**です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- 予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。
- お申込の際には、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」、または、お近くの年金事務所に、電話・来訪時にお申込ください。

☎ 住民課戸籍担当
TEL 56-2123

ごみの分別についておさらい

○プラスチックごみ

基本的には「**容器**」となっていた**プラスチック製品を分別回収**しています。例えば、お菓子などの商品を包んでいたものや、スーパーで購入した生鮮品のトレイ・ラップなどもプラスチックごみの対象になります。それに対して、一見するとプラスチックごみとして出してしまうようになりますが、段ボール箱などで使われる「**結束バンド**」や、日常で使う「**歯ブラシ**」等、「**容器**」では**なかったプラスチック製品はプラスチックごみとしては回収できません**。また、「**使い捨て髭剃り**」など、プラスチック容器ではないものは禁忌品となっており、占冠村では一般ごみとして排出をお願いしています。なお、**二重袋（袋にまとめて入れること）についてもリサイクル作業の障害**になります。お手数ですが、排出時にはまとめた袋から取り出して排出をお願いします。



▲容器ではないプラスチック製品はプラスチックごみとして回収できない

○ペットボトルごみ

キャップとラベルをはがして、中身を軽くゆすいで洗浄したうえで排出をお願いいたします。酒類などでは紙ラベル等の非常にはがしにくいものがありますが、それらについては貼られたままでOKです。

これら資源ごみは、富良野生活圏として上富良野町から占冠村までの5市町村で広域収集が行われ、それぞれリサイクル事業者の有価で引き取られています。どちらのごみについても事業者から高い品質を維持しているという評価を得ています。今後ともごみのリサイクルへのご理解とご協力をお願いいたします。

災害に対する備えと心構え ～自分の身を自分で守るために～

9月5日（水）は北海道に台風21号が上陸。占冠村も風速10メートルを超える強風が吹き荒れました。また、翌日の9月6日（木）には北海道胆振東部地震が発生し、本村でも震度4が観測されました。災害を考え、災害に備えること。想定外の事態はいつも突然にやってきます。

●災害を考えよう！

- どこに避難したらいいのか ～「占冠村防災ハンドブック」を確認してください～
災害が起きたらどこに避難したらいいのか？皆さんご存知ですか？普段から災害が発生したらどこに避難すればいいのか、避難場所や避難場所までの避難経路について「占冠村防災ハンドブック」を確認してください。「占冠村防災ハンドブック」には村内各地区の浸水想定区域や地震の時の安全確保、日頃からの災害への備え等が示されています。もし、お手元がない方がいれば、総務課防災担当までご連絡ください。
- 災害時にどう動けばいいのか ～避難訓練に参加してください～
毎年、占冠村では避難訓練を実施しております。今年度は、冬期間に避難が必要となった事態を想定して、冬期間の避難、避難所の運営の訓練を行う計画です。避難訓練のご案内は改めてお知らせしますので、ぜひご参加くださいますよう、よろしく申し上げます。

●災害に備えよう！

非常時の持ち物リスト（例）	非常備蓄食料等（例）
①飲料水・非常食	①飲料水（大人1人、1日3リットルが目安）
②預金通帳、印鑑、現金など	②非常食（缶詰、インスタントラーメン等）
③救急セット	③下着・衣類・防寒着等
④軍手	④トイレトーパー
⑤懐中電灯	⑤燃料（カセットコンロ等）
⑥衣類、タオル	⑥電池
⑦ラジオ、電池	
⑧常備薬	